

## 神奈川県監査委員公表第10号

### 監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成24年7月31日

神奈川県監査委員 真 島 審 一  
同 高 岡 香  
同 長 峯 積  
同 持 田 文 男  
同 鈴 木 ひでし

- 1 監査実施箇所名  
地方独立行政法人神奈川県立病院機構
- 2 監査実施日  
平成23年11月10日（平成23年10月4日から7日まで職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成24年4月24日（神奈川県公報号外第35号）神奈川県監査委員公表第7号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 契約事務において、残飯、塵芥処理業務委託の契約締結に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた、契約書に記載すべき委託料金が記載されていなかった。	指導事項については、廃棄物の処理に当たって、排出事業者としての廃棄物処理関係法令の認識が不十分であったことによるものであり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に適合するよう受託業者との間で交わした契約書の記載を変更し、収集運搬及び処分に係る各々の料金を明確化した。 今後は、このようなことがないよう、関係法令の周知徹底を図り適正な事務の執行に努めることとした。 県は、今後の適正な事務処理に留意するよう求めていくこととした。